

久留米市斎場残骨灰処理等業務入札参加資格

1. 残骨灰処理実績について	
(1)	過去5年間の内に、残骨灰処理実績があること。
2. 処理フローについて	
(1)	残骨灰は残骨と夾雑物等に分別を行い、それぞれ適正な処理を行うこと。
(2)	分別処理については、関係法令を遵守すること。
(3)	処理過程で出た副産物（有価物）については、売却処分を行い、資源の再利用を図ること。
3. 残骨灰保管について	
(1)	保管場所から残骨灰が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう次に掲げる措置を講じること。 ア) 残骨灰は、床が不浸透材料である建築物内の専用区域に保管すること。 イ) 残骨灰は大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じ、整理整頓に努めること。
(2)	保管場所に応じた適正量とし、過剰な量を保管しないこと。
4. 分別処理について	
(1)	破碎機、摩砕機、ふるい、ベルトコンベア、バケットコンベア等、乾式で行う施設であっては次に掲げる措置を講じること。 ア) 分別処理施設は建築物内に設置すること。 イ) 分別処理施設は、フード及び集塵機が設置されているか、又は防塵カバーで覆われていること。 ウ) 残骨灰は、飛散防止対策等を行うこと。
(2)	水洗式破碎施設、水洗式分別施設、沈殿施設等、湿式で行う処理施設にあつては、排水等は、排除基準を遵守のうえ公共下水道へ排除すること。ただし、公共下水道へ排除が困難な場合は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
(3)	分別した夾雑物等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
(4)	処理過程で出た副産物（有価物）は、その量を記録すること。
5. 残骨の取り扱いについて	
(1)	残骨の抽出は、全体処理量の3%以上とし、処理後の残骨については次に掲げる措置を講じること。 ア) 処理後の残骨の1%を久留米市斎場内の供養塔に返還すること。 イ) アに掲げる残骨以外は、適正に埋却すること。

(2)	残骨は、「墓地埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取り扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋却すること。 また、残骨は動物の骨など他のものと混合して埋却する等の遺族感情を損なう取り扱いをしないこと。
(3)	分別した残骨は遺族感情に配慮し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう埋却すること。
6. 残骨埋却場について	
(1)	残骨を埋却する場所（以下、「埋却場」という。）は、受託した残骨の量に応じた容量を受託者の責任のもとに確保すること。
(2)	残骨の流出や災害を防止するため、自重、土圧、水圧、及びに地震に対し構造耐力上安全な擁壁等を設けること。また、擁壁等には残骨、地表水、地下水、土壌等の性状に応じた腐食防止のための措置を講じること。
(3)	擁壁等の安定保持のため、必要である場合は埋却地内の雨水等を排出することができる設備を設けること。
(4)	地盤の滑りを防止する必要がある場合は、地滑り防止工が設けられていること。
(5)	埋却場の周囲には、地表水が開口部から埋却場へ流入することを防止するため開渠その他の設備を設けること。
(6)	埋却場は杭その他の設備により他と区別し、みだりに人が立ち入ることがないようにその範囲を明らかにしておくこと。
(7)	残骨の最終埋却場であることがわかる立札その他の設備を設けること。
(8)	埋却場は定期的に点検し、擁壁等が損傷する恐れがあると認められるときは、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。
(9)	残骨の埋却は土砂と交互に行い、埋却が終了した箇所は50 c m以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。
(10)	コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、前各号の基準を緩和し、又は適用しないことができる。
7. その他	
次に掲げる帳簿書類を備付け、委託者の求めに応じて提出できる措置を講じること。	
	①有価物量、有価物売却先等を記載した書類
	②その他自主管理を行った書類（水質検査結果、汚泥性状検査結果、騒音測定検査結果等）